

後期高齢者医療制度に加入の皆さんへ

◆後期高齢者医療資格確認書を送付します

後期高齢者医療資格確認書は、8月1日から翌年7月31日まで使うことができます。令和8年7月31日有効期限の新しい資格確認書を7月中旬から下旬にかけて**特定記録郵便で送付します**ので、氏名、生年月日などをご確認ください。なお、住所の記載はありませんので、裏面の記入欄にご記入ください。



◆令和7年度の保険料

均等割額 (45,930円)	+	所得割額 (<small>賦課のもととなる所得金額</small> × 9.03%) <small>所得割率</small>	=	年間保険料 (限度額80万円)
-------------------	---	---	---	--------------------

保険料について

保険料算出の基礎となる保険料率(均等割額と所得割率)は埼玉県内の全市町村で均一です。2年ごとに見直しが行われ、次回の見直しは令和8年度です。

均等割額の軽減

同一世帯内の被保険者と世帯主の令和6年中の総所得金額等の合計額が軽減判定基準以下の場合には、保険料の均等割額が2割～7割軽減されます。ただし、所得が未申告の世帯は対象外です。なお、軽減を受けるための申請は必要ありません。

軽減後の均等割額	
軽減割合	令和6・7年度
7割	13,770円
5割	22,960円
2割	36,740円

問い合わせ・・・高齢者保険事業室 ☎048-259-7653 FAX048-259-7930 ※FAXでの問い合わせの際は、返信先を明記してください。



国民健康保険税の納付は忘れずに

国民健康保険税は、加入者の皆さんが病気やけがをしたときにかかる医療費に充てる大切な財源です。安心して医療が受けられるように保険税は納期限内に納めましょう。

☑ 納税通知書は7月中旬に送付

納付書が同封されているかたは、納期限内に市役所や金融機関の窓口、コンビニエンスストア、スマホ決済などで納めてください。

☑ 保険税の納付は安全・確実・便利な口座振替で

年金天引きの場合を除き、原則として口座振替による納付をお願いします。納付書で支払う予定のかたには、口座振替の申込書を同封します。ぜひ、この機会に口座振替の登録をお願いします。

☑ 賦課限度額の引き上げ

令和7年度から保険税の賦課限度額が変更になりました。後期高齢者支援金分が2万円引き上げられ、24万円となります。なお、医療給付費分(65万円)と介護納付金分(17万円)の賦課限度額に変更はありません。

☑ 法定軽減の拡充

前年の世帯の総所得金額等が一定の基準以下の場合、均等割額が軽減されます。令和7年度から軽減対象範囲が拡大されました。ただし、所得が未申告の世帯は対象外です。なお、軽減を受けるための申請は必要ありません。(下表参照)

軽減割合	7割軽減		5割軽減		2割軽減		
	給与所得者等※ 0人または1人	以降1人 増えるごとに	0人または1人	以降1人 増えるごとに	0人または1人	以降1人 増えるごとに	
1人	43万円以下	-	73.5万円以下	-	99万円以下	-	
2人			104万円以下		+10万円		155万円以下
3人			134.5万円以下				211万円以下
以降1人 増えるごとに			+30.5万円				+56万円

※給与所得者等とは
給与所得者
給与収入額が55万円を超えるかた
公的年金等受給者
公的年金等の支給額が60万円(65歳未満)または110万円(65歳以上)を超えるかた

問い合わせ・・・国民健康保険課 ☎048-259-7669 FAX048-258-5702